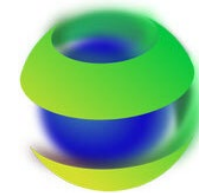


東北大学における 障害がある(と思われる)学生への 支援について

学生相談・特別支援センター
特別支援室 相談員
鈴木 大輔



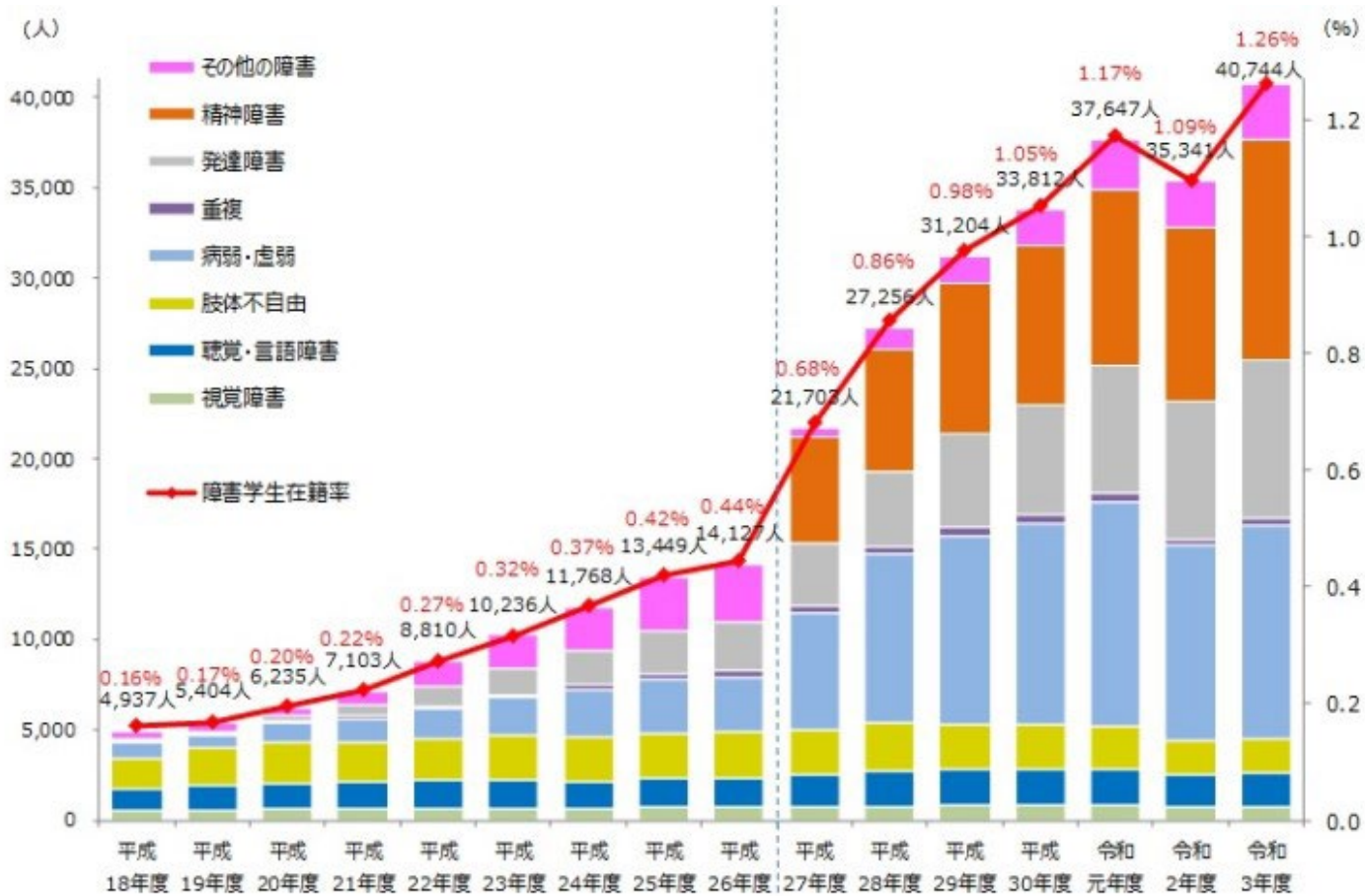
東北大学
学生相談・
特別支援センター
Center for Counseling
and Disability Services

本日の内容

1. 東北大学の障害学生支援体制
2. 高校と大学との違い
3. 大学で見られる学生をつまづき
4. 特別支援室における支援の実際
5. 高校の先生方へのお願い

1. 東北大学の障害学生支援体制

高等教育機関における障害学生数の推移



精神障害

発達障害

病弱虚弱

図 日本学生支援機構(2022) 障害のある学生の修学支援に関する実態調査
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html

高等教育における障害者支援の社会的動向

- 2007年 「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」 署名
「障害」の捉え方: **医学モデル** → **社会モデル**へ
- 2011年 「障害者基本法」 成立
- 2013年 「障害者差別解消法」 制定
「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(一次まとめ)」
- 2014年 「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」 批准
- 2013年 「第3次障害者基本計画」
- 2016年 **「障害者差別解消法」 施行**
※ **国公立大学での「合理的配慮」の法的義務化**
- 2017年 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(二次まとめ)」
- 2024年 **「改正障害者差別解消法」 施行**
※ **私立大学での「合理的配慮」の法的義務化**

• 改正障害者差別解消法

不当な差別取り扱いの禁止

- 国・地方公共団体等(国公立学校)
- 民間事業者

義務付け

義務付け

例)「障害のある方の入学や入室は認めません。」(→禁止)
「盲導犬の帯同しての入学は認めません。」(→禁止)

合理的配慮不提供の禁止

- 国・地方公共団体等(国公立学校)
- 民間事業者

義務付け

義務付け

合理的配慮とは？

例) 運動機能に障害

授業の教室に行くには
階段を使わないといけない・・・

階段 = **社会的障壁**

(階段ではあがれない)



合理的配慮 = 例) 「教室変更」

車椅子でアクセスしやすい
場所に教室を変更をして欲しい



教室



教室

合理的配慮 (reasonable accommodation)

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(障害者権利条約 第二条 定義)

学生相談・特別支援センターの体制

学生相談・特別支援センター

学生相談所

(学生相談部門)

学業、将来の進路、人間関係、性格、こころの問題など、学生生活を送る上での様々な問題について相談に応じる。

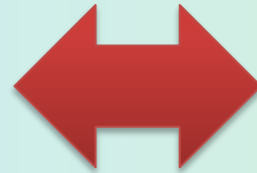


特別支援室

(障害学生支援部門)

障害を理由で生じる修学・学生生活進路上の困難さや不安についての相談に応じる。

※ 東北大学における障害学生支援の全学的拠点。



学生相談・特別支援センター 特別支援室



特別支援室の業務内容

- **障害のある学生および関係者** への支援を行う。
＝視覚、聴覚、肢体不自由、病弱・虚弱、精神、発達障害等

■ 個別相談

障害を理由に生じる修学・学生生活・進路上の困難に対し、必要な支援が得られるようコーディネートや助言の実施。

■ コンサルテーション

家族や教職員への相談。

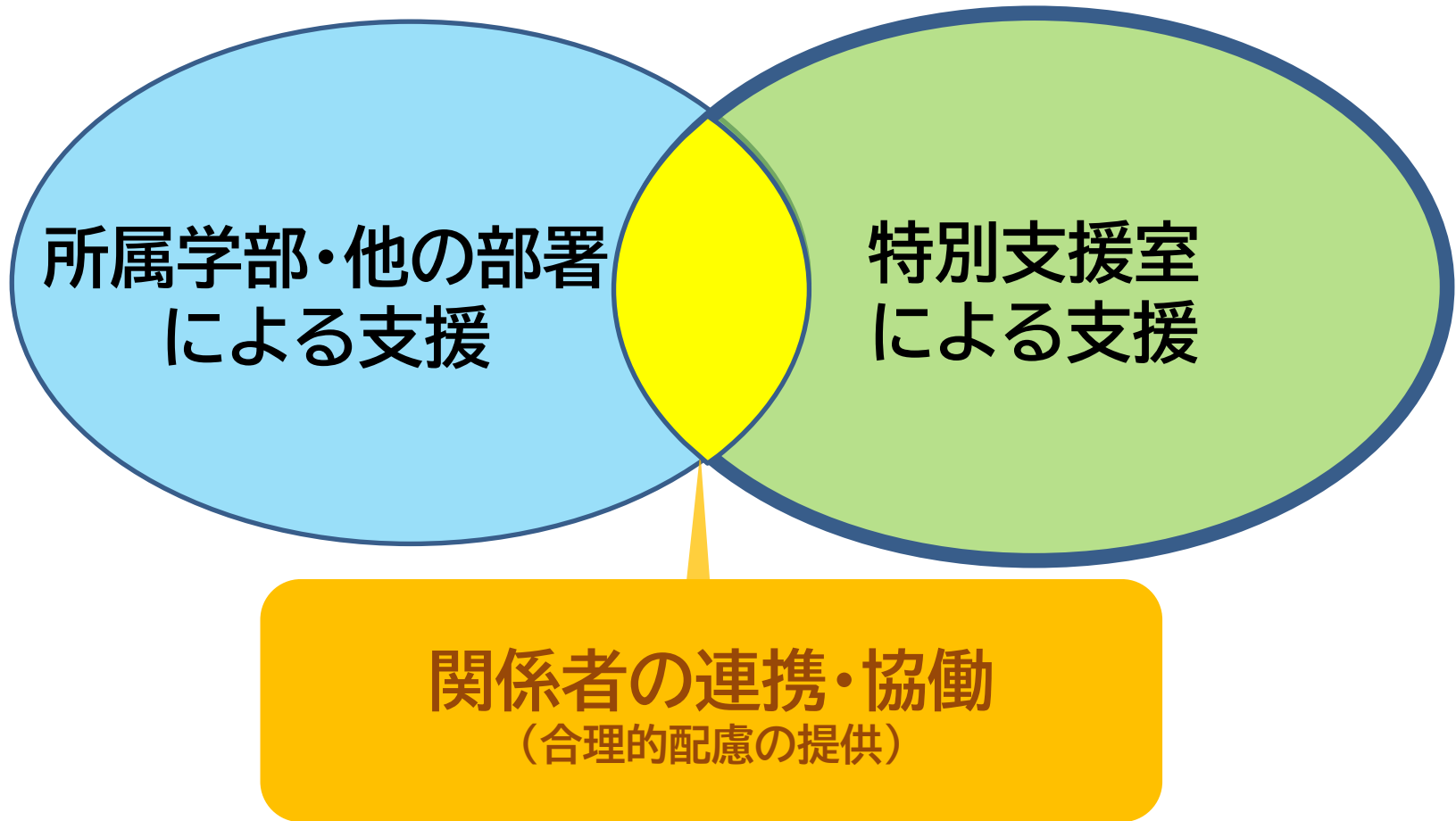
■ 学生サポーターの養成・派遣

支援(ノートテイク等)のための学生サポーターの養成・派遣。

■ その他

学内バリアフリー化への提案等の実施。

障害学生の支援体制



学内連携・協働支援部署

■ 保健管理センター

メンタルヘルス、健康等に関する相談。

■ 学習支援センター(SLAサポート)

学部1・2年生の学びを先輩学生(学部3年以上)が支援。

■ キャリア支援センター

進路、就職、キャリア形成に関する相談。

■ 学部の相談室 (※ 学部などで相談室等設置している場合があります。)

例 ◆ 工学部: 学生支援室、カウンセリングルーム

◆ 理学部: キャンパスライフ支援室 等

学生生活の中の様々な問題や悩みの相談。

2. 高校と大学との違い

(1) 修学 – 履修 –

- **大学や授業の連絡は、自分で確認する必要がある。**

大学のホームページ(学務情報システム(授業情報が掲載))
大学からのメール、掲示板 など

- **時間割は自分で作る。**

※ 履修要項、シラバス(授業計画)をよく読む必要あり。



1日1回
メールを確認する
習慣をつけようかな。

(1) 修学 - 学習 -

- **自分で問題を発見・答えを探求する。**
= “受動的” からより “能動的” な修学へ

自分でテーマを決め、問を立て、調べまとめる。
何をどれだけやれば良いか自分で判断する。

- **自らスケジュール管理し、課題を提出する。**

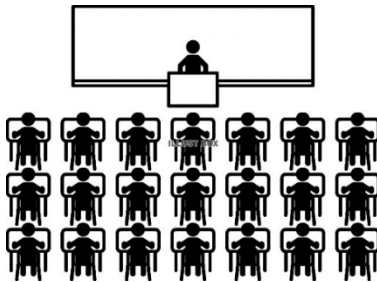


(1) 修学 - 授業 -

- 座学・実習・実験・ディスカッション・プレゼンテーション
など授業内容が様々ある。

※ 「必修」として卒業要件となる場合あり。

座学



実習・実験



ディスカッション



(2) 日常生活

- **授業など様々な場面で学生の顔ぶれが違う。**
自然なサポートが生まれにくい。
- **一人暮らしになると、やることが増える(衣食住)。**

生活リズム、食事、家事(掃除、洗濯、整理整頓)

健康管理

公共料金などの支払い(金銭管理)

スケジュール管理



(3) 支援

- **必要な支援は、学生自ら求める。**

セルフアドボカシースキル = 支援要請スキル

※ 合理的配慮は学生から申請することが基本。

- **教員－家族連携が難しい。**

※ 高校と比べ、きめ細やかな共通理解がとりにくい。



受験上および修学上の配慮が必要な学生



入学志願者



事前相談



入試課・関係者



大学入学共通試験等 出願
(受験上の配慮)



配慮事項の決定

入学試験の受験 → 合格発表

入学後の修学上の配慮が必要な学生

入学決定

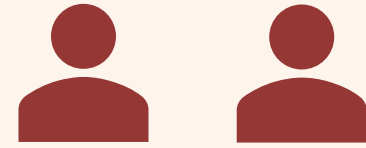


学生

※入試時に配慮を受けた場合



支援に関する
相談



入学学部関係者

特別支援室

合理的配慮の申出



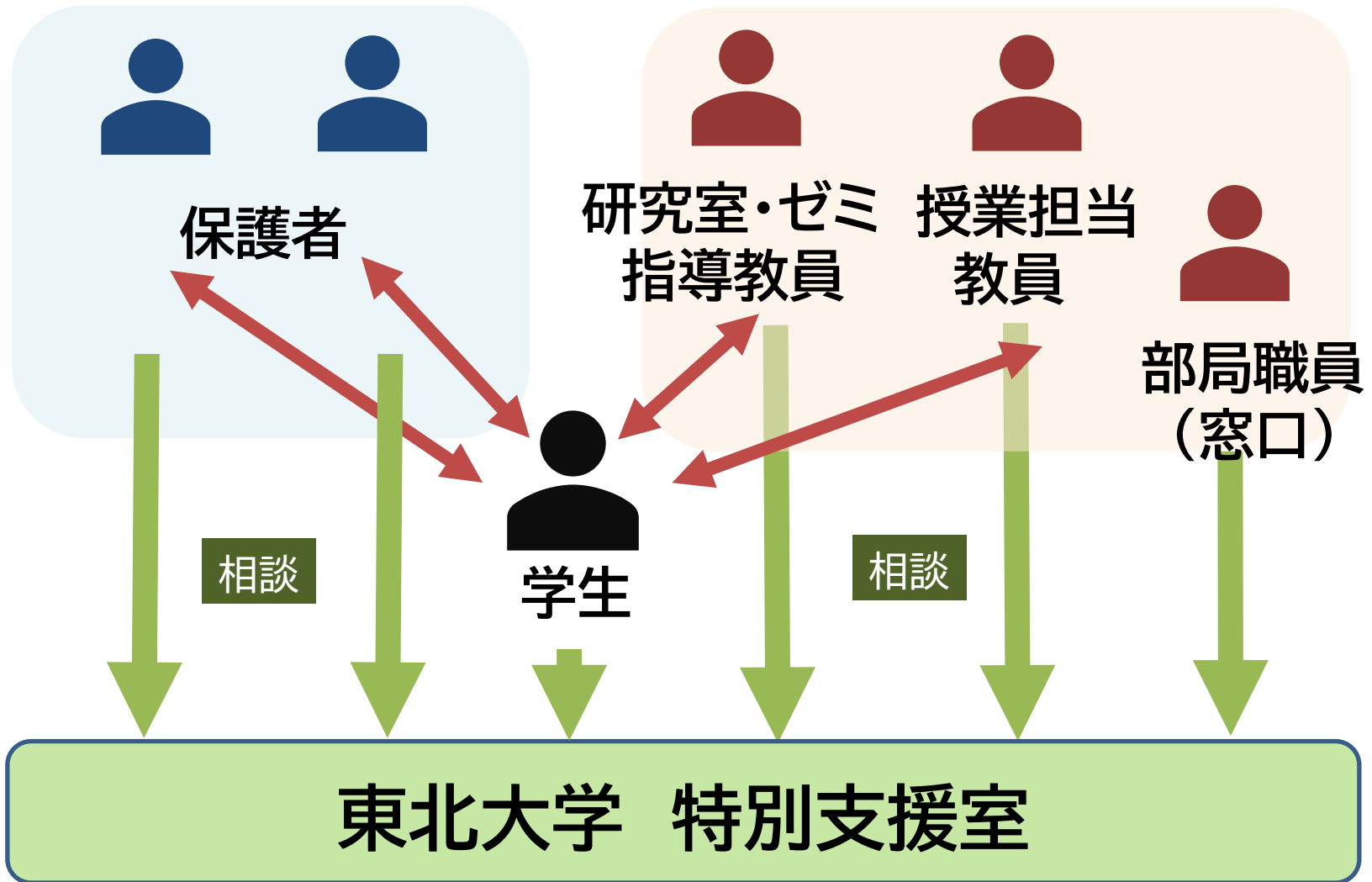
配慮事項の決定（学部）

配慮を受けて修学を開始

入学後の修学上の配慮が必要な学生への アプローチ

- 入学予定者で障害のある方保護者への案内
 - 支援に関する保護者会の案内、相談・支援の希望
 - 「学生相談・特別支援センターリーフレット」
「学生生活案内」の配布、ウェブからの情報発信
 - 学部オリエンテーションでの周知
 - 「心身の健康調査」によるハイリスク者への呼びかけ・呼び出し、
メールによる啓発
- など

特別支援室への来談経路



3. 大学で見られる学生をつまづき

学生が直面するつまづきの例

● 情報取得・整理ができない…

- 授業履修や授業に関する情報を取得できない。
- スケジュール管理ができない。
(提出締め切りを間違える、忘れる)
- 一人で時間割作成や履修登録ができない。

発達障害



学生が直面するつまづきの例

● 音声情報の取得等ができない…

- ・ 教員や周囲の学生の発言内容、映像音声を聞きとることができない。

聴覚障害

発達障害

● 視覚情報の取得等ができない…

- ・ 教科書、プリント等を読むことができない。
- ・ 筆記による課題作成に時間がかかる。

視覚障害

発達障害

学生が直面するつまづきの例

● 授業参加や課題をこなすことができない…

- 自分の考えを整理することができない。
- レポートを書くことが苦手。
- 計画的に課題をこなすことができない。
- どの課題から手をつけたら良いかわからない。

- グループディスカッションや人前での発表ができない。
- 不安感・焦燥感があり、授業に集中できない。



発達障害

精神障害

学生が直面するつまづきの例

● その他

- 鉛筆・消しゴムの使用ができない。
- 教室内・間の移動に時間がかかる。
- 運動制限やアレルギー等により、
実技や実験に参加できない。
- 定期通院のため授業を休まざるを得ない。

肢体不自由

病弱・虚弱

※ すべての障害種
が該当

4. 特別支援室における支援の実際

(1) 合理的配慮に関する支援

- 合理的配慮についての説明・相談
- 合理的配慮申請に関する支援
- 合理的配慮の支援のモニタリング
(協議・決定・支援・振り返り・見直し)

(1) 合理的配慮に関する支援

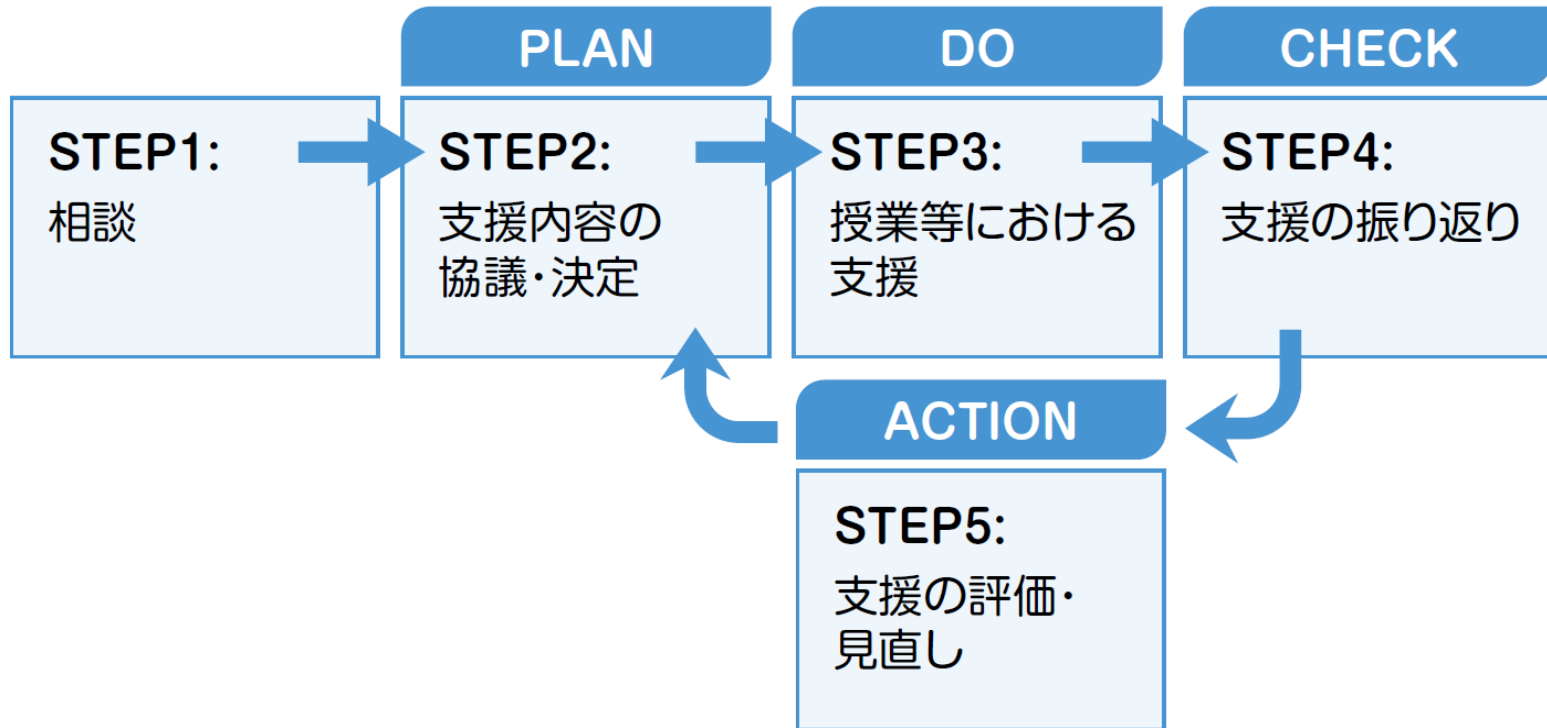


図 修学上の合理的配慮の提供に関するPDCAサイクル

(2) 個別支援の例 (発達障害)

発達障害 困難さ

- 例) 複数のレポート課題が出ると、どの課題から手をつけたら良いかわからず、期限内の提出ができない。



合理的配慮申請内容

- レポート課題の提出期限の延長を認めて頂きたい。

(2) 個別支援の例 (精神障害)

精神障害 困難さ

- 例) 不安発作が起きたとき、教室からすぐ出られないと思うだけで不安になりパニックになってしまう。



合理的配慮申請内容

- 教室の出入口付近に座席を確保して頂きたい。

(2) 個別支援の例 (視覚障害)

視覚障害 困難さ

- 例) 文字は見えるがルーペで拡大しながら読むと時間がかかる。



合理的配慮申請内容

- 文献のテキストデータを提供頂きたい。
- 配布資料の電子データを提供頂きたい。

視覚障害学生への支援ツール

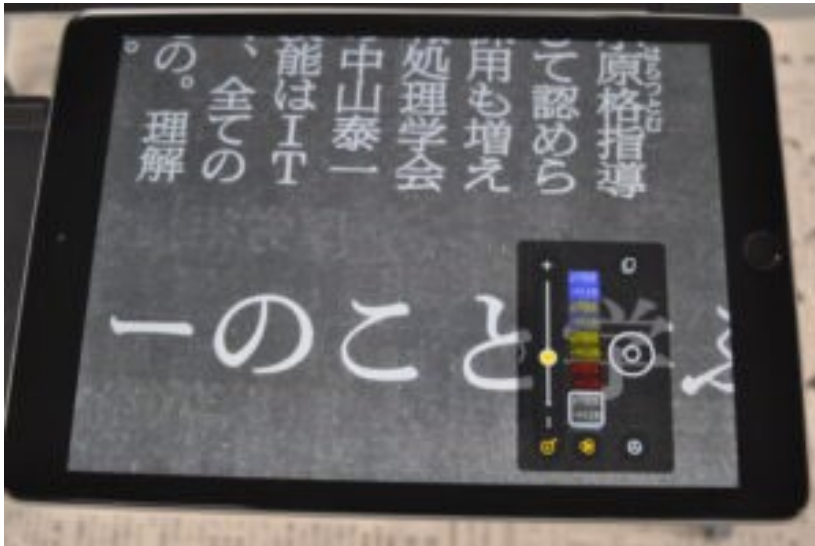


図 タブレットを用いた拡大表示等の例

(埼玉医科大学眼科 ロービジョンお役立ち情報より引用:

https://saitama-med-eye.jp/wp-content/uploads/2021/07/DSC_0074-300x199.jpg)



図 携帯型拡大読書器の例

(社会福祉法人日本ライトハウス情報文化センターHPより引用:

<http://lighthouse1922.sakura.ne.jp/nlhwww/iccb/wp-content/uploads/images/clover7s.jpg>)

(2) 個別支援の例 (聴覚障害)

聴覚障害 困難さ

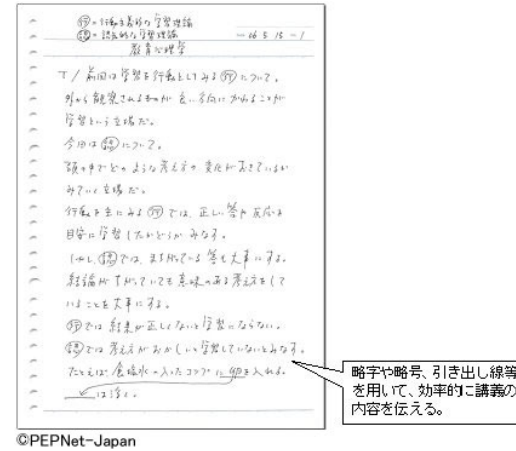
- 例) 授業の聴き取りに困難がある。
補聴器以外の支援機器を使用したことがない。



合理的配慮申請内容

- 学生サポーター派遣による情報保障をお願いしたい。
(= 講義内容の文字化)
- 支援機器の貸し出しをお願いしたい。

聴覚障害学生への支援例



✕ 手書きノートテイク

(PEPNet-JapanHPより引用: <https://www.pepnet-j.org/>)



✕ PCノートテイク



(PEPNet-JapanHPより引用: <https://www.pepnet-j.org/>)
UDトークHPより引用: <https://www.pepnet-j.org/>)

聴覚障害学生への支援例



図 UDトークを使った情報保障

- = 音声情報を自動的に文字情報に変換するアプリを利用。
誤変換を学生サポーターが修正する。

聴覚障害学生への支援ツール 補聴援助システム

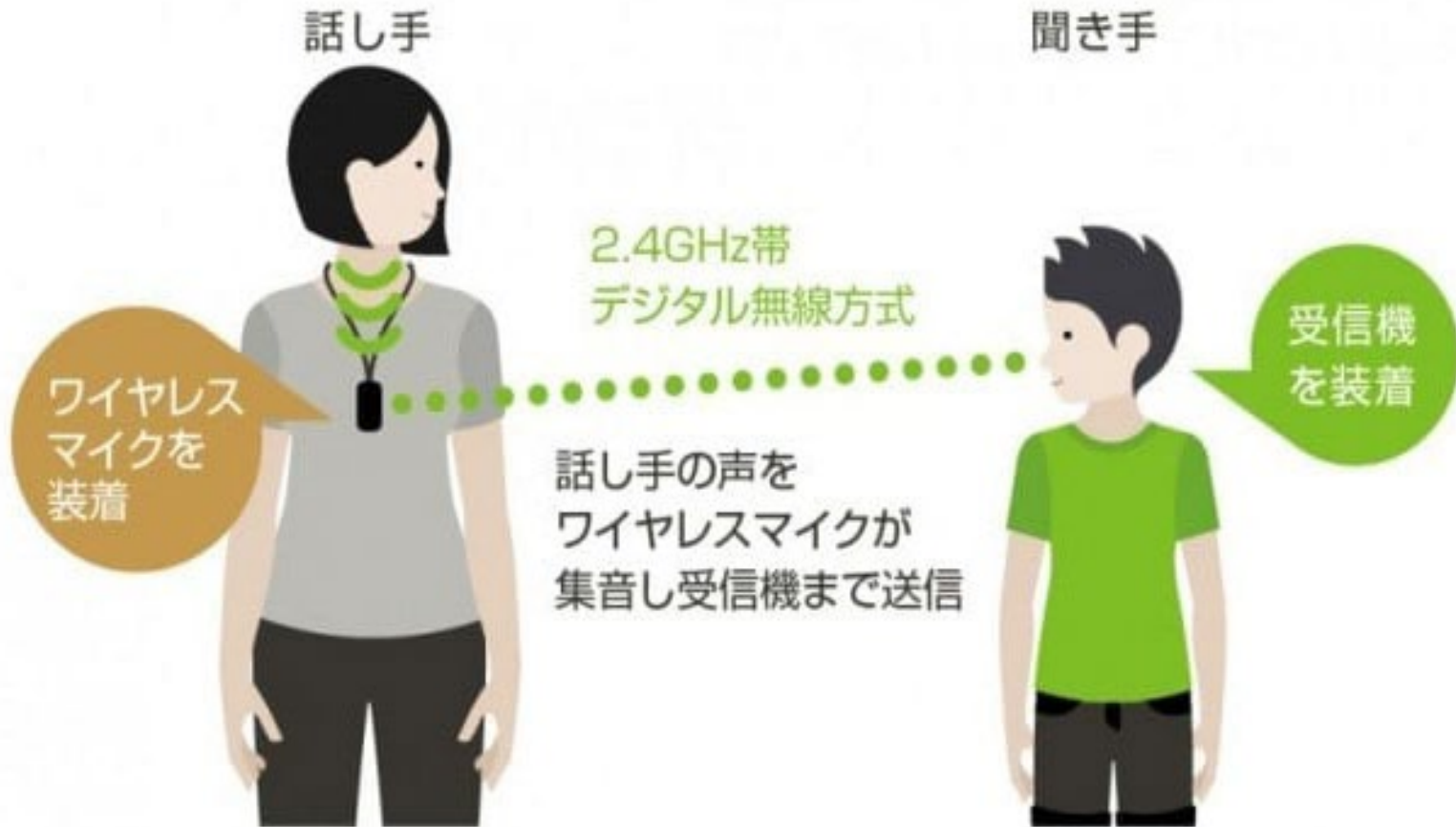


図 補聴援助システム ロジャーの例

(株式会社phonakHPより引用: <https://www.phonak.com/content/phonak/jp/ja.html>)

(3) その他の支援例

- 障害特性理解
- 医療機関・外部機関への接続
- 進路の検討 等
 - 障害卒就労 / 一般卒就労
 - 障害の開示 / 障害の非開示

5. 高校の先生方へのお願い

- 障害のある学生が充実した学生生活を送るためになるべく早い段階で大学にご相談・連絡をお願いいたします。

東北大学
学生相談・特別支援センター 特別支援室

☎ 022-795-7696

✉ t-sien@ihe.tohoku.ac.jp



ご清聴ありがとうございました。